

販売に関する届出書

平成 年 月 日

住宅金融公庫 殿

事業主 (売主)	住所 名称 代表者名	〒 (—) 電話 (— —) <div style="text-align: right; border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;">印</div>
		宅建免許番号 ()
	住所 名称 代表者名	〒 (—) 電話 (— —) <div style="text-align: right; border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;">印</div>
		宅建免許番号 ()
代 理 介 紹 者 (仲業者)	住所 名称 代表者名	〒 (—) 電話 (— —) <div style="text-align: right; border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;">印</div>
		宅建免許番号 ()
	住所 名称 代表者名	〒 (—) 電話 (— —) <div style="text-align: right; border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;">印</div>
		宅建免許番号 ()

※代理人（支店長等）に委任するときは、代理人の住所、役職名及び氏名をご記入ください。
 ※事業主、代理・媒介（仲介）業者が3以上の場合の本届出書の作成方法及び提出方法は、公庫支店にお問い合わせください。

公庫融資をお申込みされる方に下表の物件を販売するにあたり、次の事項について遵守いたします。

- 1 宅地建物取引業法その他の関係法令を遵守し、売主責任を履行します。
- 2 購入予定者には、売買契約上の瑕疵担保及びアフターサービスの内容を十分説明し、その内容に基づいて是正の申出があった場合は、誠意をもって対応します。
- 3 公庫が必要と認める調査・報告等に応じます。
- 4 以下の事項を遵守し、適正な販売活動を行います。
 - (1) 誇大広告、不当表示等を行わないことや購入者に対する重要事項の説明の実施等については、宅地建物取引業法、不当景品類及び不当表示防止法等の関係法令を遵守することはもとより、公庫融資の条件等についても意図的に誤解を招くような販売活動を行わないこと
 - (2) 居住意思、返済意思又は償還能力のない者を意図的に集客するような販売活動を行わないこと
 - (3) 融資金を住宅購入以外の用途に利用させることを意図するような販売活動を行わないこと
 - (4) その他、公庫融資制度の趣旨及び目的を損なうような販売活動を行わないこと

販 売 物 件	所 在 地 (登記簿上)	
	建 物 の 名 称	
	建 築 確 認 番 号	平成 年 月 日 第 号

「マンション維持管理基準適合確認申請書」に添付して公庫支店にご提出ください。